

## 資料 2

### (財) 全日本柔道連盟主催大会における柔道衣及び帯の認証に関する規程

#### (目的)

第 1 条 本規程は、(財) 全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）が主催する大会のうち全柔連が指定する大会に出場する選手が着用すべき柔道衣（上衣及び下穿）及び帯の認証に関する事項を定めることにより、当該大会における選手間の公正と公平を保持し、もって柔道の普及振興に寄与することを目的とする。

#### (指定大会における認証柔道衣等の着用義務)

第 2 条 全柔連が主催する大会のうち別紙に定める大会（以下「指定大会」という。）に出場する選手は、全柔連が次条に定める手続により、講道館柔道試合審判規定取扱い統一条項「柔道衣に関する規格規定」および全柔連が別途定める「全柔連主催大会における柔道衣及び帯ガイダンス」に定める規格に適合する旨認証した柔道衣及び帯（以下「認証柔道衣等」という。）を着用しなければならない。

#### (柔道衣及び帯の認証手続等)

第 3 条 全柔連は、柔道衣及び帯の規格検査機関、規格検査手順、規格検査費用及び認証柔道衣等としての認証登録その他これらに付随する事項について、「財団法人全日本柔道連盟柔道衣規格検査手続き要領」に定める。

- 2 認証柔道衣等を製造または販売しようとする者は、前項に定める要領に基づき、認証柔道衣等としての認証登録を受けなければならない。
- 3 全柔連は、認証柔道衣等に対し、認証番号を付与する。
- 4 認証柔道衣等を製造または販売する者は、全柔連が別途定める方法により、前項に基づき付与された認証番号を認証柔道衣等の所定の位置に明示しなければならない。

#### (選手・役員等の不正行為に対する処分)

第 4 条 全柔連は、認証柔道衣等を着用せず、または認証柔道衣等を不正に改造した柔道衣または帯を着用して指定大会に出場した選手に対し、競技者規程第 5 条第 5 号に該当する者として、同規程第 7 条に基づく処分を課すものとする。

- 2 全柔連は、前項に基づく処分を受けた選手の当該処分の対象となった違反行為に、当該選手が所属する団体の役員等が関与していた場合、当該役員等に対し、競技者規程第 16 条に基づく処分を課することができる。

(製造業者等の不正行為に対する処分)

第5条 認証柔道衣等を製造または販売する者が、認証柔道衣等ではない柔道衣または帯に認証番号を明示した場合、または認証柔道衣等の不正な改造を行い、もしくはこれに関与した場合、全柔連は、その者が製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消すことができる。

- 2 前項に基づき自らが製造または販売する認証柔道衣等に認証登録を取り消された者は、取り消しを受けた日から3年間経過する日まで、自らが製造または販売する柔道衣及び帯について、認証柔道衣としての認証登録を受けることができないものとする。

付 則 本規程は、平成24年4月1日より施行する。